３０議案に対する反対討論

日本共産党宇治市会議員団を代表して、議案第3号「平成30年度国民健康保険事業特別会計予算」、議案第4号「平成３０年度後期高齢者医療事業特別会計予算」、議案第5号「平成３０年度介護保険事業特別会計予算」、および、議案第9号「市外税収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部改正」、議案第11号「宇治市市税条例の一部改正」、議案14号「宇治市文化会館条例の一部改正」、議案第15号「宇治市コミュニティセンター条例の一部改正」、議案第16号「宇治市産業会館条例の一部改正」、議案第18号「宇治市観光センター条例の一部改正」、議案第19号「宇治市産業振興センター条例の一部改正」、議案第20号「宇治市男女共同参画支援センター条例の一部改正」、議案第22号「宇治市斎場条例の一部改正」、議案第23号「宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正」、議案第24号「宇治市道路占用料条例の一部改正」、議案第25号「宇治市水路使用料条例の一部改正」、議案第26号「宇治市都市公園条例の一部改正」、議案第27号「宇治市屋外広告物条例の一部改正」、議案第28号「宇治市自転車等駐車場条例の一部改正」、議案第29号「宇治市水道事業給水条例の一部改正」、議案第30号「宇治市公共下水道条例の一部改正」、議案第37号「宇治市介護保険条例の一部改正」、議案第42号「宇治市後期高齢者医療に関する条例の改正する一部条例」、議案第43号「宇治市国民健康保険条例の一部改正」、議案第44号「宇治市立学校施設使用料条例の一部改正」、議案第46号「宇治市生涯学習センター条例の一部改正」、議案第47号「宇治市野外活動センター条例の一部改正」、議案第48号「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部改正」、議案第49号「宇治市源氏物語ミュージアム条例の一部改正」、以上の条例議案に対して反対の立場から討論いたします。

　今回の条例案では公共施設の使用料、手数料などの市民負担の大幅アップが提案されています。

　文化会館の使用料はおおむね１０％。コミュニティーセンター、産業会館、観光センター、産業振興センター、男女共同参画支援センター、学校施設、生涯学習センター、総合野外活動センター、市営プールはおおむね２５％。斎場は全体で２５％。植物公園は２０％から２５％、黄檗公園、黄檗体育館、西宇治体育館などは１０％。巨椋ふれあい運動ひろばはおおむね７％。源氏物語ミュージアムは２０％、自転車等駐車場は平均２９．６％など、全体で７０にもおよぶ公共施設の使用料、入園料が引き上げられます。

　廃棄物処理手数料は、廃家電などでおおむね１０％、臨時ごみで２０％。屋外広告物許可申請手数料は全体で２５％。排水設備指定工事業者指定手数料は新規分が１万円から１万５千円へと手数料が引き上げられます。

　「市税外収入金」「市税」「道路占有料」「水路占有料」「水道料」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険料」の督促手数料を一律50円から70円に引き上げます。

　これらの使用料、手数料などの引き上げを定めた条例改定は、市民負担の大幅な増加を招くものであり、断固反対です。

　議案には指定管理者に関わる内容も含まれています。

　文化会館、コミュニテーセンター、産業会館、観光センター、斎場、植物公園、西宇治公園、黄檗公園、黄檗ふれあい公園、自転車等駐車場、野外活動センター、巨椋ふれあい運動ひろばについては、指定管理者となった民間事業者が行政庁となり、市の公共施設の使用許可、不許可の行政処分をおこなうことができることになります。

　現在の条例と、指定管理者の実務との不法行為の解消は必要です。

　指定管理者を行政庁として公共施設の使用許可、不許可の決定などの行政権限を行使させる場合、平成１５年７月１７日の総務省自治行政局長通知に、条例で規定すべき事項として「『管理の基準』としては、住民が当該公の施設利用するにあたっての基本的条件、休館日、開館時間、使用制限の要件等」と書かれているように、使用を許可する基準、使用を不許可とする基準を明確に規定し、条例で「管理基準」を定める必要があります。

　しかし、今議会に提案をされた議案は、使用を不許可とできる事項に「市長が特に必要があると認める時」との規定があります。これが、市長を指定管理者に読み替える規定が定められることから、指定管理者が「特に必要があると認めるときに」使用の不許可をすることができるなど、指定管理者に基準が不明確で、大きな裁量が与えられます。さらに許可基準も明確に定められていません。不適格な条例改正であり、賛成できません。

　国民健康保険料、介護保険料は保険料引き下げが十分に可能であり、市民負担の軽減のために引下げを行うべきです。また、後期高齢者医療制度は、制度そのものを廃止するべきです。

　以上の理由から、各議案に対しまして反対とするものであります。